**（特別管理）産業廃棄物処理業変更届出の手引き**

１　変更届出を提出される方へ

○　変更届は正副１部ずつ（本市への提出分及び届出者の控え分）作成し、変更が発生した日から10日以内（ただし、法人の登記事項証明書の添付を要する場合は30日以内）に提出してください

添付書類取得等の理由（法人登記事項の変更手続、各種証明書の郵送申請など）により、やむを得ず届出が遅延する場合は、届出書及びその他の書類を先行して提出し、遅延した添付書類は、整い次第別途提出してください（遅延理由を記載した書類も併せて添付して下さい）。

なお、故意に提出を遅延した場合など、状況に応じ、法第30条第2号による罰則を適用する場合がありますので、ご注意ください。

○「必要事項の記載漏れ」「必要書類の不足・不備」にご注意ください

この手引きを参照し、記載もれや書類不備がないようご注意ください。不備等が多い場合届出を受理できないことがあります。

○添付書類（発行・交付物）は全て「原本」で「最新のもの」をご提出ください

次に掲げる添付書類（発行・交付物）は全て「原本」で「届出日以前３ヶ月以内に発行されたもの」を添付してください。

・法人の商業登記事項証明書

・土地の登記事項証明書

・住民票の写し

・身分証明書（対象者の本籍地が所在する市町村において発行するもの）

・登記されていないことの証明書（東京法務局において発行するもの）

ただし、複数の届出書（産廃及び特別管理産廃、収集運搬業及び処分業など）を同時に提出する場合は、上記の添付書類は１通のみ、もしくはコピーしたものをご提出ください。

○郵送による提出も受け付けています

郵送により届出書を提出する場合は、副本に受付印を押印したものを返送しますので、郵便切手貼付済みの封筒を同封して、下記までご提出ください。

○提出・お問い合わせ

福島県いわき市生活環境部　廃棄物対策課

〒970-8686　福島県いわき市平字梅本２１番地

TEL　0246(22)7604　　FAX　0246(22)7605

２　変更届出書の記載及び添付書類に係る留意事項

（１）変更届出書

①廃止・届出の別

・表題部及び本文中における「廃止・変更」の部分のいずれかを二重抹消線で削除するなどして、届出の区分を明確にすること。

②届出年月日

・提出する当日の年月日を記載すること。

③届出者住所及び氏名

・法人の場合は商業登記上の住所、法人の名称及び代表者名を記入すること。

・個人の場合は現住所、氏名を記入すること。

・郵便番号及び電話番号を記入すること。

・住所又は氏名に変更がある場合は、変更後の内容により記載すること。

④許可の年月日及び許可番号

・変更しようとする現有許可の許可年月日及び許可番号を記載すること。

⑤廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）

・新旧記載欄には、届出により変更する事項について、変更した部分のみならず、変更した事項の全ての「新旧の体制」を記載すること。例えば、役員の変更が取締役１名の退任・就任の場合であっても、全ての役員（代表取締役から監査役まで）の「新旧体制」を記載すること。

・事業の廃止の場合は、「旧」欄に廃止する事業（収集運搬業・処分業）を記載し、「新」欄に「事業の廃止」と記載すること。

◎記載例：役員の変更（代表者の変更を含む）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） | ・代表者の変更代表取締役　○○　○○・役員の変更代表取締役　○○　○○取　締　役　△△　△△取　締　役　○○　□□（就任）監　査　役　××　×× | ・代表者の変更代表取締役　□□　□□・役員の変更代表取締役　□□　□□（退任）取　締　役　○○　○○取　締　役　△△　△△監　査　役　××　×× |
| 変更した事項の内容（規則10条の10第1項第2号に掲げる事項） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　所 |
| ○○○○　□□□□○○　□□ | 昭和□年□月□日 | 福島県○○市○○～番地○○ |
| 取締役 | 福島県いわき市○○～番地の○○ |

◎記載例：運搬施設の変更（車両の入替）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） | ・運搬施設（車両）の変更普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ××－×１普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ××－×２普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ　△－△３普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ　△－△４普通特種清掃車　　　　いわき８００し　□－□６（新規） | ・運搬施設（車両）の変更普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ××－×１普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ××－×２普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ　△－△３普通貨物キャブオーバ　いわき１００さ　△－△４普通特種清掃車　　　　いわき８００さ　□－□５（廃止） |

※　当該欄のスペースが不足する場合は、別紙を用いてその内容を記載すること。

⑥廃止又は変更の理由

・変更に係る具体的な理由（事業の縮小、取締役会の決議に伴う役員の入替、運搬車両の　　　老朽化に伴う入替など）を記載すること。

※　届出書に記載する届出者、名称、氏名、本籍、住所及び土地の地番は、商業登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書及び土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記載すること。例えば「渡邊」を「渡辺」、「～１２番地３」を「～１２－３」等と記載しないこと。

（２）添付書類

別紙「変更事例別添付書類一覧表」を参照し、必要な書類を届出書に添付すること。

また、添付書類を取得・作成するにあたっては以下の点に注意すること。

①法人の商業登記事項証明書

・証明書は「履歴事項全部証明書」を添付すること。

②運搬車両の車庫施設の平面図

・車庫施設の車両保管状況（配置図）を示すこと。

③運搬施設（車両等）の写真

・運搬車両は全面及び側面から撮影し、ナンバープレートがわかるように撮影すること。

また、他自治体も含め既に産業廃棄物収集運搬業の許可を有する場合は、車両に産業廃棄物収集運搬車両である内容の表示、処理業者名及び産業廃棄物収集運搬業の許可証の許可番号（下６桁以上）の表示がわかるように撮影すること。

・写真はカラー撮影とし、デジタル機器による撮影、カラーコピーも可とする。

注意事項：令第6条の10に規定する使用人　＝　次に掲げるものの代表者である者

|  |
| --- |
| １　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）２　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物処理業等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　 |
| 側面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること 　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 　　　　　　　　表示されていること。 　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 　　　　　　　　写真も添付すること。 |
|  | 撮影 | 　　年　　月　　日 |

３　変更事例別添付書類一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 変更する事項 | 添付する書類 | 確認 |
| 個　　　人 | 氏名又は住所の変更 | １　許可取得者に係る次の書類 |  |
| ・住民票の写し | □ |
| ・身分証明書 | □ |
| ・登記されていないことの証明書 | □ |
| ２　変更する許可に係る本市の許可証の写し | □ |
| 法定代理人（許可取得者が法第14条第5項第2号ハの規定による未成年者の場合）の変更 | １　法定代理人に係る次の書類 |  |
| ・住民票の写し | □ |
| ・身分証明書 | □ |
| ・登記されていないことの証明書 | □ |
| ※法定代理人が法人である場合 | ※法人登記の履歴事項証明書 | □ |
| 法　　　人 | 名称又は住所の変更 | １　法人の定款（株主総会議事録を含む。）又は寄付行為 | □ |
| ２　法人登記の履歴事項証明書 | □ |
| ３　変更に係る本市の許可証の写し | □ |
| 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の変更 | １　法人登記の履歴事項証明書 | □ |
| ２　変更により就任した役員に係る次の書類 |  |
| ・住民票の写し | □ |
| ・身分証明書・登記されていないことの証明書・誓約書 | □□□ |
| ※代表取締役に変更がある場合 | ※変更する許可に係る本市の許可証の写し | □ |
| 株主等（発行済株式の5％以上の株式を有する株主又は5％以上の出資をしている者）の変更 | １　変更により資格を得た株主等に係る次の書類 |  |
| ・住民票の写し | □ |
| ・身分証明書 | □ |
| ・登記されていないことの証明書・誓約書 | □□ |
| ※株主等が法人である場合 | ※株主等の法人登記の履歴事項証明書 | □ |
| 令第6条の10に規定する使用人の変更 | １　使用人に係る次の書類 |  |
| ・住民票の写し | □ |
| ・身分証明書 | □ |
| ・登記されていないことの証明書・誓約書 | □□ |
| 個人・法人共通 | 事業範囲の一部廃止 | １　変更する許可に係る本市の許可証の写し | □ |
| 事務所の変更 | １　事務所付近の見取図 | □ |
| 事業場（駐車場）の変更 | １　運搬車両の車庫施設の平面図 | □ |
| ２　事業場付近の見取図 | □ |
| ３　変更により追加する土地の登記事項証明書 | □ |
| ※駐車場を借用し追加する場合 | ※借用契約書の写し又は借用証明書 | □ |
| 車両等の運搬施設（容器を除く）の変更 | １　追加・代替となる車両等に係る次の書類 |  |
| ・施設（車両等）の写真 | □ |
| ・自動車検査証の写し（※電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証の写しに加えて、自動車検査証記録事項を添付してください。） | □ |
| ※車両等を借用し追加する場合 | ※借用契約書の写し又は借用証明書 | □ |
| 処理業の廃止 | １　廃止しようとする許可に係る許可証の原本 | □ |